

品川区検察審査員候補者予定者選定要綱

制定 平成20年9月2日委員会決定 要綱第2号

改正 令和元年9月2日委員会決定 要綱第2号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「検審査法」という。）第10条（候補者予定者の選定、候補者予定者名簿の調製）の規定に基づく検察審査員候補者予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定の方法)

第2条 検審査法第10条第1項の規定による候補者予定者選定のくじは、メルセンヌ・ツイスタ法（最高裁判所が指定するくじの方法）により行うものとする。

2 前項のくじで使用する選挙人名簿は、毎年9月の定時登録時のものとする。ただし、9月の定時登録からくじを行う日までの間に別に選挙人名簿の登録があった場合は、そのくじを行う日に最も近い登録が行われた時の選挙人名簿を使用する。

3 くじは、東京第一検察審査会、東京第二検察審査会、東京第三検察審査会、東京第四検察審査会、東京第五検察審査会、東京第六検察審査会の順に行うものとし、それぞれのくじにつき、各検察審査会事務局長より割り当てられた第1群から第4群までの員数の合計数を選定する。

(候補者予定者名簿の調製)

第3条 検察審査員候補者予定者名簿の記載順は、くじにより選定された順とする。

(候補者予定者名簿の保存)

第4条 検察審査員候補者予定者名簿は、3年間保存するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年9月3日から適用する。

付 則（令和元年9月2日要綱第2号）

この要綱は、令和元年9月3日から施行する。